

令和7年那審第18号

裁 決
遊覧船A遭難事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官浅野活人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和7年8月1日11時07分

沖縄県久松漁港南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊覧船A

総 ト ン 数 1.4トン

登 録 長 5.88メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 183キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、中央乾舷が80センチメートル（以下「センチ」という。）で、船尾中央凹部に推進装置として水上オートバイが搭載された、最大とう載人員が旅客9人及び船員1人のFRP製遊覧船で、旅客が着座する船首部甲板の中央部が約30センチ低くなっており、滞留した海水等の排出のために、その底部両舷に直径約1センチの排水口が設けられていた。

(2) a 受審人の経歴

a 受審人は、（一部省略）Aには令和7年4月から訓練を兼ねた添乗員として乗り組み、同年6月から船長職に就き、当時、船長として9回目の乗船であった。

(3) 久松漁港南西方沖合の水路状況

沖縄県宮古島西部に位置する久松漁港の南西方沖合は、底質が砂、岩及びさんごなどの浅水域で、同漁港港口から南方に440メートル、さらに屈曲して南西方へ1.1海里まで可航幅約40メートルの水路が掘削され、水路屈曲部に久松港南水路第4号立標（以下「第4号立標」という。）、その南西方1,270メートルのところに久松漁港南航路立標（以下「南航路立標」という。）、さらに、その南西方1,410メートルのところに久松港南水路第2号灯標（以下「第2号灯標」という。）の各右舷標識が設置されていた。

(4) 安全管理規程

Aを運航管理するX社が定めた安全管理規程には、船長は、運航を継続した場合、船体の動揺等により、安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときには、運航を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない旨が規定さ

れていた。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、添乗員1人を含む旅客4人を乗せ、遊覧の目的で、船首0.5メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、令和7年8月1日09時30分沖縄県来間・前浜港（来間地区）を発し、久松漁港西方沖合の干出浜に向かった。

a 受審人は、沖縄県来間島北方沖合を北上し、10時00分目的の干出浜に到着して旅客を上陸させた後、10時45分全員が再乗船して救命胴衣を着用したことを確認し、旅客をAの前部甲板で休息させ、同浜を発進して帰途に就いた。

a 受審人は、雷注意報及び波浪注意報が発表された状況下、10時53分半僅か過ぎ第4号立標を通過し、10時56分半僅か過ぎ来間島北西方灯標（以下「来間島灯標」という。）から056.5度（真方位、以下同じ。）2.2海里の地点で、針路を241度に定め、13.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、第2号灯標に近づくにつれて波高が1.0メートルとなり、11時00分僅か前来間島灯標から054度1.5海里の地点に達し、船首方から磯波を受けて船首部に海水が打ち込むのを認めたとき、安全な航行が困難となるおそれがあったが、波高が高いのは第2号灯標付近だけだから、その付近を通過すれば、無難に航行できるものと思い、直ちに反転して近くの久松漁港に避難するなど、安全管理規程に従って運航を中止しなかった。

a 受審人は、来間地区に向かって続航し、11時00分来間島灯標から054度1.5海里の地点に至り、第2号灯標を左舷側に通過して針路を170度に転じたところ、南西方から波浪を受けて船

首部に大量の海水が滞留して船首が水面下に沈み、徐々に減速するようになり、11時07分来間島灯標から060度1.4海里の地点において、Aは、原針路のまま、僅かな前進行きあしとなったとき、船体前部が水没状態になり、航行が困難となった。

当時、天候は晴れで風力2の南西風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、付近には南西方から波高1.5メートルの波浪があり、宮古島市に雷注意報及び波浪注意報が発表され、1日夜遅くまで、波高が2.5メートルに達する見込みと報じられていた。

その結果、浸水が進んで転覆し、水上オートバイの機関に濡損を生じ、a受審人及び旅客全員が、航行中の漁船に救助された。

(原因及び受審人の行為)

本件遭難は、久松漁港南西方沖合において、雷注意報及び波浪注意報が発表された状況下、来間・前浜港（来間地区）に向けて航行中、船首方から磯波を受けて船首部に海水が打ち込んだ際、安全管理規程に従って運航を中止せず、南西方から波浪を受けて船首部に大量の海水が滞留して船首が水面下に沈み、船体前部が水没状態となり、航行が困難となったことによって発生したものである。

a受審人は、久松漁港南西方沖合において、雷注意報及び波浪注意報が発表された状況下、来間・前浜港（来間地区）に向けて航行中、船首方から磯波を受けて船首部に海水が打ち込むのを認めた場合、安全な航行が困難となるおそれがあったから、直ちに反転して近くの久松漁港に避難するなど、安全管理規程に従って運航を中止すべき注意義務があった。ところが、同人は、波高が高いのは第2号灯標付近だけだから、その付近を通過すれば、無難に航行できるものと思い、安全管理規程に従って運航を中止しなかった職務上の過失により、来間地区に向かって進

行し、南西方から波浪を受けて船首部に大量の海水が滞留して船首が水面下に沈み、船体前部が水没状態となり、航行が困難となる事態を招き、機関に濡損を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 5 月 2 8 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 管 啓 二